

リベラルな多文化主義に未来はあるのか

飯田 文雄（神戸大学）

今日欧米を中心として、政治哲学では、多様な文化保護のための多文化主義政策の正当性を巡る論争が活発化しているが、そうした論争においては、自由と平等の両立を目指すリベラリズムの諸論者の議論が重要な役割を果たしている。そこで、今回の講演では、1990年代の初頭に、リベラルな多文化主義を確立した論者として名高い、ウィル・キムリッカの議論を皮切りに、リベラルな多文化主義の是非を論じた今日に至る様々な論争の変遷について、この論争の中で中心的な役割を果たした「脱出権」概念を手がかりとして、多様な側面から考察を加えた。

本講演では、第一に、キムリッカが90年代初頭に提示した多文化主義擁護論の主な内容を整理して紹介した。キムリッカは、自由な選択のための生の選択肢を提供するものとしての文化的メンバーシップの意義を正当化すると同時に、少数派文化の不利益が自己の選択に起因しない不平等であるが故に、文化擁護のために国家からの特別の補償が与えられても平等性の要求に反しないと主張し、自由と平等というリベラリズムの二側面を活用する画期的な少数派文化擁護の議論を展開した。

第二に、こうしたキムリッカの議論への第一の批判として、厳格な個人主義の立場に立つクカサスが展開した脱出権論の内容を紹介した。クカサスによれば、キムリッカ的な多文化主義論は、同質的で一枚岩的な文化を想定しているが、文化集団の内部にはエリートと市民間の利害対立など多様な対立が存在するため、集団単位での国家からの補償は国家の過大な介入を招き、むしろ諸個人が集団を自由に結成しそこから自由に脱退することを可能にする、脱出権を認めることがリベラリズムの要請である。これに対し、キムリッカからは、母文化からの脱出には想像以上のコストがかかる上、そうした脱出権の擁護は最終的に文化や文化擁護者としての国家の役割を完全に否定するものであり、多文化主義の代替案とはなり得ないとする反論が提起されたことを紹介した。

第三に、より後年の多文化主義に対する批判として、少数派文化にはしばしば家父長制的で女性差別的な規範が存在するため、多文化主義を推進することはフェミニズムの要求と両立しないとする、スーザン・オキンらの批判を検討した。そして、こうした批判に対しては、女性差別的な規範を内包する少数派文化という少数派文化像はステレオタイプでありそうした文化は必ずしも多くないことや、少数派文化と女性擁護運動には確かに対立点も存在するものの両者の共通点・一致点も少なからず存在すること等に着目し、リベラルな多文化主義を擁護する反論が可能であることを紹介した。

第四に、今日の政治的状況と多文化主義の接点に関する問題として、いわゆる難民危機等にみられる近年の難民急増状況の中で、少数派文化の擁護を試みる議論として、ジョセフ・

カレンスなどに代表される、国境を超えた人間の自由な移動の権利を認めつつ、難民の幅広い受け入れを承認する難民理論と多文化主義の接点について紹介した。こうした議論は、仮に正規の入国許可を得ずに入国した外国人に対しても、その居住履歴や今後の滞在希望期間等を勘案して、彼らの滞在に不可欠な諸権利を付与することを主張するものであり、特に外国人の滞在が長期化し、彼らの母文化の維持がその滞在維持にとって不可欠なものとなる段階においては、一定の少数派文化擁護政策を不可避免的に伴うものであると考えられる。そして、今日では、従来少数派文化擁護に否定的な傾向が強かった、デイビッド・ミラーらのナショナリズム論者も、こうしたカレンス的な議論には一定の賛意を示しており、こうした難民らへの一定の文化的権利付与を指向する立場は今日の政治理論の中で一定のコンセンサスを得られつつあることを確認した。

最後に、本講演では、以上の様々な理論の考察を踏まえた結論として、多文化主義に対する批判として、これまで脱出の権利を用いた数多くの批判・代替案が提示されてきたが、それらは必ずしも多文化主義の代替案とはなり得ておらず、それ故に、今日最も重要な政治的課題の一つである少数派文化維持のためには、政府の政治的権力を行使することにより、多様な政策を継続的に実施することが不可欠であることを確認した。